

自治基本条例 該当箇所			条文	担当課(室)	提言	対応状況	平成29年度以降の取組み又は 取組み方針
章	条	項					
3	6,7		(市民等の権利) 第6条 市民の権利及び市民等の権利は、次に掲げるとおりとします。 一 市民は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定又は改廃等の直接請求を行う権利その他の権利を有します。 二 市民等は、市政に関する情報を知る権利及び参画する権利を有するものとします。 三 市民等は、適正な行政サービスを受ける権利を有するものとします。		第三章は防府市の自治の主体である市民等の権利と責務が記載された重要な内容となっているが、決して市民等の自治に対する関心、また、ここに規定されている権利や義務に対する関心は高いとは言えない状況である。市民等が自らの権利と責務を実感し、自主的に市政に関わろうとする意識が芽生えるような取組が必要である。		自治基本条例の周知、啓発方法について検討する。
3	6,7		(市民等の責務) 第7条 市民の責務及び市民等の責務は、次に掲げるとおりとします。 一 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、参画するよう努めるものとします。 二 市民等は、参画し、協働するときは、自らの発言と行動に責任をもつものとします。 三 市民等は、法令等の定めるところにより、行政サービスに要する費用を税、使用料、手数料等により負担するものとします。		子どもや青少年に対し、学校教育においてまた地域において、自治基本条例の意義を伝え、子どもや青少年がその成長に応じて市政に関心を持つようになるための取組が重要である。		自治基本条例の周知、啓発方法について検討する。
4	8	3	市議会は、開かれた議会運営を行うため、情報提供及び情報公開を積極的に推進しなければなりません。	議会事務局	開かれた議会運営のため、一層の情報提供と情報公開の取組が必要である。	本会議のインターネット中継、議案に対する賛否の公表(ホームページ、議会だより、会議録)、議会報告会の開催を継続している。また、平成28年には防府市議会基本条例を改正し、会議の公開範囲を拡大するなど、開かれた議会運営に努めている。	情報提供方法についての検討
7	18	1	市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果をわかりやすく公表しなければなりません。	総合政策課	現在の行政評価は行政内部で行っている自己評価であり、その結果は公表されてはいるものの、行政運営の透明性の確保の観点からは、市民等の視点からの評価が反映されるのが望ましいと考える。そこで、行政評価を実施する際に市民等の参画の機会を設けられたいか検討されたい。	全事業を対象とした外部評価の実施は膨大な事務負担を伴うため、行政評価への市民等の参画は実現していないが、「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、PDCAサイクルに基づく戦略の進捗管理を行うため、産業関係、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、言論機関及び住民組織の代表等で構成される「防府市まち・ひと・しごと創生推進専門会議」で評価・検証をいただいている。	総合計画に掲げるリーディング事業について、工程表に沿った進行状況の評価手法や、行政評価における外部意見等の集約方法について研究する。
7	23		市長等は、災害等の不測の事態から市民等の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の整備に努めなければなりません。	防災危機管理課	市民等の生命や財産を守るため、危機管理の現状や避難に関する分かりやすい情報の提供と、市民活動団体や地域で活動する団体等と連携した地域における組織的な防災教育を推進すること。	自治会等からの依頼により、各地域の特性に応じた各種自然災害等の危険性及び各種ハザードマップ等について出前講座を実施するとともに、市民防災の日の講演会や地域を上げて行う総合防災訓練、徳山工業高等専門学校との協働による防災出前授業等を行い、継続して市民の防災意識の啓発に努めている。 また、H28年度には津波浸水想定区域内適所の電柱やガードレール等に海拔表示看板を新たに設置した。 今後、さらに危機管理体制の整備を進めるに当たり、市長等・市民等の役割や危機管理体制等を明記した計画等の策定及び庁内体制の強化を図る必要がある。	地域防災計画の修正、業務継続計画及び職員行動マニュアルの策定、災害時の各種協定の締結の推進、聞いて得するふるさと講座等の実施、徳山工業高等専門学校との協働による防災出前授業等の実施、情報発信の一元化ほか

自治基本条例 該当箇所			条文	担当課(室)	提言	対応状況	平成29年度以降の取組み又は 取組み方針
章	条	項					
9	26	1	市長等は、市民等の参画について、その制度を充実させるとともに、市民等が参画しやすい環境を整備しなければなりません。	市民活動推進課	<p>防府市自治基本条例第二十六条第二項の規定により「防府市参画及び協働の推進に関する条例」が制定されているが、そこで規定された参画の手法の積極的な活用により、市民等の参画の機会の拡大を図ること。</p> <p>参画の推進については、市長等が参画の機会を設けても市民等からの積極的な意見の提出や審議会の委員への応募などが多いとは言えない状況にある。参画の機会の拡大を図るとともに、市民等に関心や興味を持ってもらうために市民等の視点に立って積極的な情報発信に努めることが必要である。</p>	<p>参画の推進については平成26年3月に設置した「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」において取組状況の検証を行い、検証結果を参考として参画手法の実施に関するマニュアルを随時改訂している。</p> <p>また、新たな参画手法に関する調査・研究を行うとともに、ワークショップの有効活用を進めるため、平成29年度は、職員を対象にファシリテーター養成講座の実施を予定している。</p> <p>マニュアルの整備の結果、審議会等の委員公募やパブリックコメントの実施件数は増加し、参画の機会は拡大している。一方で、市民のリアクションが少ない状況が続いていることが課題である。今後は、効果的な周知方法、市民に関心をもっていただく取組みについて研究し、取り入れていく必要がある。</p>	効果的に市民意見を取り入れるための手法を検討
9	28	1	市長等は、審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の委員を選任するときは、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として、その一部を市民から公募するものとします。	市民活動推進課	<p>現在の審議会等の公募委員については、審議会等の開催日時などの理由により、応募できる市民等が限られてしまっている。委員の公募にあたっては、多様な意見が聴取できるよう、幅広い層の市民等が応募できる取組を進める必要がある。</p>	<p>審議会等において幅広い市民等の登用が可能となるよう、審議会等設置及び運営に関する要綱及び指針において基本的事項を定め、会議の開催時間の調整や会議時間中の保育など、各課において可能な範囲で対応に努めている。</p>	引き続き公募委員の確保に努める。
9	30	1	市民等、市議会及び市長等は、相互理解と信頼関係の下で協働してまちづくりに取り組みます。	市民活動推進課	<p>協働による事業は以前から実施されてはいるものの、防府市では現在でも協働という概念が広く認知されているとは言いがたい状況にある。今後更に協働によるまちづくりを進めていくために、市長等は、協働の担い手となる市民等への情報の提供と市民等の理解を促進するための活動によって協働の推進を図ることが必要である。</p> <p>協働については市の職員の間でも認識が統一されておらず、また市民等にとっては一つの内容でも行政では複数の部署にまたがる内容であることも多いことから、行政内部での共通認識に基づいた協働への取組と推進体制の整備が必要である。</p>	<p>毎年度「協働に関する職員研修」を継続し、市職員の協働に関する共通認識を図るとともに、市民と行政との円滑な協働の推進を図るため「協働推進マニュアル」の作成を予定している。</p> <p>また、平成28年度からは各課に「協働推進員」を設置、平成29年度からは協働するための新たな仕組みとして、防府市参画及び協働の推進に関する協議会からの提言を基に創設した「防府市協働事業提案制度」の運用を開始し、協働によるまちづくりに取り組んでいる。</p>	引き続き協働の推進に努める。